

看護栄養学部 図書室規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、淑徳大学附属図書館規程第 2 条第 3 項に基づき、淑徳大学附属図書館看護栄養学部図書室（以下「図書室」という。）の組織および運営について定める。

(任 務)

第 2 条 図書室は千葉第二キャンパスの教職員および学生の研究・教育に必要な資料の収集、整理、保存等に関する業務を行う。

(図書室長)

第 3 条 図書室に図書室長を置く。

2 図書室長は、学長の指示に従い図書室の業務を統括する。

3 図書室長は、学長が看護栄養学部専任の教授の中から選任し、理事長がこれを任命する。

4 図書室長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(司書等)

第 4 条 図書室に司書および事務職員を置く。

(運営規程)

第 5 条 図書室の運営に関する規程は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。